

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

当会を取り巻く地域の災害発生状況および想定される災害発生情報は、東庄町防災会議が策定した東庄町地域防災計画（令和 7 年 3 月改訂）や東庄町が策定した洪水ハザードマップを基に現状分析を行う。

1 地域の災害リスク

(1) 風水害

当町の防災計画によると、町北部には一級河川として国土交通省管理の利根川が流れ、同じく一級河川で千葉県管理の黒部川、桁沼川が流れる。また二級河川として千葉県管理の新川が町南西部を流れる。

現在まで国や県の河川改修事業により、当町の治水安全度は着実に向上しており、近年、大型台風による強風や局所的集中豪雨に見舞われる中、被害を最小限に抑えている。

一方、当町は平地の多くが水田、山間部は畑として活用される農地であるが、利根川本流と国道 3 5 6 号に挟まれる人口集積地の笹川地区、橋地区（石出）では洪水ハザードマップによって、5 m 未満（※利根川洪水浸水想定区域）の洪水が想定されており、洪水発生時は商業活動への影響が大きい。

(2) 土砂災害

当町の防災計画によると、土砂災害の危険箇所は、谷戸等土地が入り組んでいる斜面に多く、町内に点在している。土砂崩壊は、斜面がある一定の起伏量比であれば、地質・土質に関係なく起こり、降雨の大きさによってどこでも崩壊の危険性がある。よって豪雨の際、道路に土砂の流れ込みや崖の陥没により、交通を遮断する可能性がある。

また当町の防災計画によると、一部香取市に跨るが、本町には 1 0 6 箇所が土砂災害警戒区域等（急傾斜地の崩壊）に指定されている。また急傾斜地崩壊危険区域に稲荷入地区と舟戸地区の 2 箇所が指定されている。

危険箇所の多くは商工業者が集積しているエリアから外れ、人口もまばらな地点となっている。山間部に商店街は無いものの、崩壊時には点在する店舗への影響が予想される。

(3) 地震

地震調査委員会（2014）によると、千葉県を含む南関東地域で今後 3 0 年以内にマグニチュード 7 程度の地震が発生する確率は、7 0 % 程度とされる。これは首都直下型地震であり、当町も南関東地方全般が沈み込む複数のプレートの直上にあるため、付近が震源域となった場合、大きな被害を受ける可能性がある。

平成 2 3 年 3 月 1 1 日に発生した東日本大震災では、マグニチュード 9. 0 を記録し、当町でも被害は甚大であり、利根川沿いの低地で液状化が発生した他、家屋全壊が 3 件、大規模半壊が 1 件、半壊が 9 件、一部損壊が 1, 8 0 0 件となった。この時、人的被害も出ており、1 名の方が亡くなり、重軽傷者が 4 名。

さらに水道の断水が3日間、停電が1日半続き、道路被害が116箇所にあつたなど、生活基盤に多大な被害が生じた。

(4) 津波

地震による津波の被害として、千葉県では平成26年・27年度に「千葉県地震被害想定調査報告書」を実施している。当町には海岸線がなく、被害想定がなされていないものの、利根川の河口から10km程度に町域を有している。千葉県地震防災地図（平成28年度作成）には、津波浸水予想図（大津波警報：10m、膨張施設水門開放）とあり、利根川を遡上し、被害をもたらした東日本大震災から見て、当町でも被害の発生が想定される。

(5) その他

令和元年9月9日未明に当町を襲った台風第15号は、暴風により、町内全域で家屋の屋根瓦が飛ばされ、半壊3棟、一部損壊387棟の他、農業ハウスなどに甚大な被害を与えた。また暴風での倒木により、2,700世帯で長期停電が発生し、断水や塩害による農作物被害など、大災害をもたらした。

また令和元年10月12日、台風第19号は関東甲信や東北で記録的な豪雨をもたらした。利根川上流地域における広範囲な大雨により、台風通過後から翌日にかけて、利根川の水位が急激に上昇した。その際、支流の黒部川、桁沼川と共に、越水、氾濫の危険性が高まった。

2 商工業者の状況（令和7年4月1日現在）

(1) 商工業者数 440人

(2) 小規模事業者数 378人内訳

業種	商工業者数	小規模事業者数	備考(立地状況等)
建設業	82	81	町内に広く分散している
製造業	61	52	点在している
卸売業	16	15	少数が点在している
小売業	95	67	JR駅周辺に多いが、町内に広く分散している
飲食業	41	34	JR駅周辺に多いが、町内に広く分散している
サービス業	123	109	町内に広く分散している
その他	22	20	町内に広く分散している
合計	440	378	

出典：令和3年度経済センサス活動調査（総務省統計局）

3 □これまでの取組

(1) 当町の取組

① 東庄町地域防災計画の策定

当町では、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、風水害、地震津波災害をはじめとする様々な大規模災害に備えている。その中で東庄町及び防災関係機関が全機能を有効に発揮し、町民の協力のもと、町の地域並びに町民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とし、東庄町防災会議が主体となり、「東庄町地域防災計画」を策定して

いる。計画は、総則編、地震・津波編、風水害等編、大規模事故等災害編及び資料編で構成されており、直近では令和7年3月に改訂している。

② 防災訓練の実施

当町では、地震等の大規模災害に備え、町及び関係機関が連携し、令和7年度から、地域住民と一体となった「東庄町防災フェア」を実施している。

③ 防災備品の備蓄

災害時は、平常時には予測のできない市場流通の混乱や物資の入手難等が想定される。道路の復旧とともに流通機構がある程度回復し、また他地域からの救援物資が到着するまでの間、町民の生活を確保するために生活必需品等の備蓄や調達体制の整備に努めている。

(2) 当会の取組

① B C P（事業継続計画）に関する各種施策の周知

② 損害保険会社（千葉県火災共済協同組合等）と連携した損害保険への加入促進

③ 被災事業者に対する各種補助金申請の支援（小規模事業者持続化補助金や県の災害復旧補助金等）

④ 日本政策金融公庫や県町などの公的な各種融資制度の斡旋

⑤ 国、県及び町が行った商工業関係被害状況調査への協力

II 課題

1 当町の防災計画では、公共的団体その他防災上重要な施設の管理者一覧に商工会の取り組むべき内容が記載されているが、その内容は商工業関係被害状況調査の協力や救援用物資、復旧資材の確保についての協力、融資の取りまとめ・斡旋等と漠然的な記載にとどまっている。災害が多発している近年の状況下において被災からの早期の復旧・復興を目指し、経済的被害を最小限にとどめるためには、当会と当町の間における緊急時のより具体的な取組みや協力体制の構築等が必要となっている。

2 当会職員が被災した場合に機動力を失うことになるため、千葉県商工会連合会等との応援体制の構築等が必要となっている。

3 令和5年度、会員事業所を中心にB C P（事業継続計画）の策定支援を実施したが、その必要性がまだ十分には把握されておらず、現状では保険業等など必要性の高い一部の業種に限られており、その他の小規模事業者のほとんどが策定していない。

4 災害に関する平時・緊急時の対応（各種損害保険やB C P（事業継続計画）の作成等）を推進するノウハウを持った人員が不足している。

III 目標

1 発災時における連絡を円滑に行うため、当会と当町との間における被害情報報告ルートを構築する。

- 2 発災後、速やかな復興支援策が行えるよう当会における体制と千葉県商工会連合会等の関係機関との連携体制を構築する。
- 3 B C P（事業継続計画）策定率の向上に向けて、地区内小規模事業者に対して災害リスクの認識と事前対策の必要性を周知する。
- 4 各種研修会へ当会経営指導員を派遣し、各種損害保険やB C P（事業継続計画）作成等を推進するためのノウハウや知識の習得を通じて資質の向上を図る。

※ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに千葉県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

I 事業継続力強化支援事業の実施期間(令和8年4月1日～令和13年3月31日)

II 事業継続力強化支援事業の内容

当会と当町の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

1 事前の対策

(1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ① 当会職員(経営指導員等)による巡回指導時に、ハザードマップ等を用いて事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策について説明する。
- ② 町広報や商工会報、当会のホームページ等において、国・県の施策の紹介や各種損害保険の概要、BCP(事業継続計画)を策定した小規模事業者の事例紹介等を行う。
- ③ BCP(事業継続計画)策定の専門家を招へいし、小規模事業者を対象にBCP(事業継続計画)策定個別相談会等を開催する。
- ④ 当会経営指導員による巡回指導時に、中小企業等経営強化法に基づく「事業継続力強化計画」の申請等に関する支援を実施する。

(2) 商工会自身の事業継続計画の作成

令和2年度に危機管理マニュアルを策定

(3) 関係団体等との連携

- ① 損害保険会社等と連携し、小規模事業者を対象に損害保険加入説明会や損害保険見直しのための個別相談会等を開催する。
- ② 金融機関等の関係機関へハザードマップや損害保険への加入に向けた各種ポスターの掲示、パンフレットの設置を依頼する。
- ③ 被災した小規模事業者が低金利融資をうけられるように、金融機関と連携する。
- ④ 被災した小規模事業者が事業設備等を早期復旧できるように優先的な修繕・修理に向けて、建設・設備等の関連団体と連携する。

(4) フォローアップ

- ① 中小企業等経営強化法に基づく「事業継続力強化計画認定企業」に対してその取組み(策定したBCP計画の遂行)支援を実施する。
- ② BCP(事業継続計画)策定個別相談会等に参加した小規模事業者に対して専門家を派遣し、BCP(事業継続計画)策定に向けての具体的な支援を実施する。
- ③ 当会に事業継続力強化支援協議会(構成員:当町担当者、当会正副会長)を必要に応じて設置し、小規模事業者のBCP(事業継続計画)への取組み状況等について協議する。

(5) 当該計画に係る訓練の実施

年に一度、様々な自然災害(マグニチュード7の地震等)が発生したと仮定

し、当会と当町とで連絡ルートの確認等を実施する。尚、毎年11月に「東庄町防災イベント」が実施されるため、これに協力する。

(6) 防災備品の購入

毎年度、当会財源の可能な範囲内で自然災害等に備えて防災備品を購入する。
尚、年度ごとの購入備品の詳細については、年度ごとに検討する。

2 発災後の対策

自然災害等発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。その上で会長指示のもと、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

(1) 応急対策の実施可否の確認

- ① 当会事務局責任者は発災後2時間以内に職員緊急連絡網やSNS等により、職員の安否と業務従事の可否を確認する。
※事務局責任者が被災した場合は次席の者等が職員緊急連絡網等を指揮する。
- ② 業務従事が可能な当会職員が把握した大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）は当会と当町で共有する。

(2) 応急対策の方針決定

- ① 当会職員の自然災害等発災時における出勤は次のとおりとする。
 - (ア) 職員自身の目線で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤せず、職員自身がまず安全を確保し、警報解除後に出勤する。
 - (イ) 道路の陥没や崖崩れ等により交通の遮断等がある場合は、出勤せず、安全が確認された後に出勤する。
 - (ウ) 家族が被災した場合は、出勤せず家族の身の安全が確保された後に出勤する。
- ② 当会職員全員または大多数が被災等により応急対策に従事できない場合の役割分担は次のとおりとする。

地区名	役職名	人数	応急対策の内容
神代地区	理事	2人	大まかな被害状況の把握等
笹川地区	理事	2人	〃
橘地区	理事	2人	〃
東城地区	理事	2人	〃

- ③ 当会による大まかな被害状況の把握は2日以内に実施し、その状況を当会と当町で共有する。

(東庄町商工会と東庄町で共有する被害規模等の目安)

被害規模	被害状況
大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内10%以上の事業所で、「瓦が落ちる」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内1%以上の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれている地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。

中規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内 5%程度の事業所で、「瓦が落ちる」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内 0.5%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等大きな被害が発生している。
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内 1%程度の事業所で、「瓦が落ちる」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内 0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"> ・目立った被害の情報がない

※連絡の取れない地域は、大規模な被害が生じている可能性があると考える。

④ 東庄町商工会と東庄町とは災害時、以下の間隔で被害情報等を共有する。

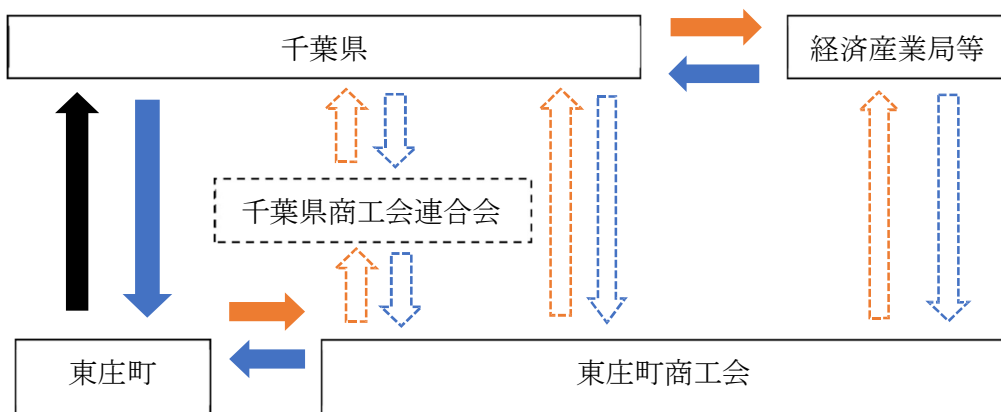
発災後～1週間	1日に2回以上共有する。 必要に応じて追加する
2週間～3週間	1日に2回共有する
3週間～1ヶ月	1日に1回共有する
2ヶ月以降	2日に1回共有する

※ 電話・FAX・メール・携帯等による通常の連絡が不通の場合には商工会が直接町役場を訪問し、被害情報等を報告する。

3 発災時における指示命令系統・連絡体制

- (1) 自然災害発生時における地区内の小規模事業者の被害状況の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うための連絡ルートは次のとおりとする。

※塗りつぶしの矢印が、主たる情報収集・連絡ルート



- (2) 二次被害を防止するための被災地域での活動は次のとおりとする。

当会及び当町からの要請等に基づき、当会の役員が二次被害を防止するための諸活動を実施する。

※役員は被災地域以外の者とする。

- (3) 当会と当町は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について次のとおりとする。

① 確認方法

当会の役員及び職員で構成する「災害復旧支援班」を組織し、被災事業所を

実訪してヒアリング調査等を実施する。

構成員／班長：役員 1 名 班員：職員 1 名

※役員は被災地域以外の者とする。

② 被害額の算定方法

被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、当会と当町であらかじめ確認しておく。なお、国や県から指示があった場合は、その指示に基づいて算定する。

(4) 当会と当町が共有した上記の(2)及び(3)の情報は千葉県の指定する方法にて当町より千葉県へ報告するとともに、当会より千葉県商工会連合会へ報告する。

4 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援当会による支援は次のとおりとする。

(1) 当会の電源を携帯電話充電のために開放する。

(2) 経営や資金繰り等の相談窓口の開設について東庄町と相談し、安全性が確認された場所において相談窓口を設置する。

(3) 当会は、国から依頼を受けた場合は、安全性が確認された場所において経営や資金繰り等の特別相談窓口を設置する。

(4) 前記3の(3)で収集した被害状況等をもとに、地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。

(5) 応急時に有効な被災事業者施策（国、県、町の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。

(6) 地区内小規模事業者等向けに被災事業者施策（国、県、町の施策）についての説明会及び個別相談会を開催する。

5 地区内小規模事業者に対する復興支援

(1) 千葉県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を実施する。

(2) 被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を千葉県商工会連合会等に相談する。

(3) 被災小規模事業者が補助金や復興助成金等を申請する場合の書類作成等の支援を実施する。

(4) 日本政策金融公庫・千葉県制度融資（セーフティネット資金・一般枠）等の融資を斡旋する。

(5) 事業再建計画の策定を支援する。

(6) 町内商店会の災害復旧・復興事業を支援する。

6 感染症対策

未知のウイルス、細菌等への感染症対策は次のとおりとする。

(1) 事前の対策

① Web会議や交代勤務（在宅勤務）の導入に向けて必要なパソコン等の機器や通信環境等を整備する。

② 消毒液やマスク等を事前に購入して備蓄する。

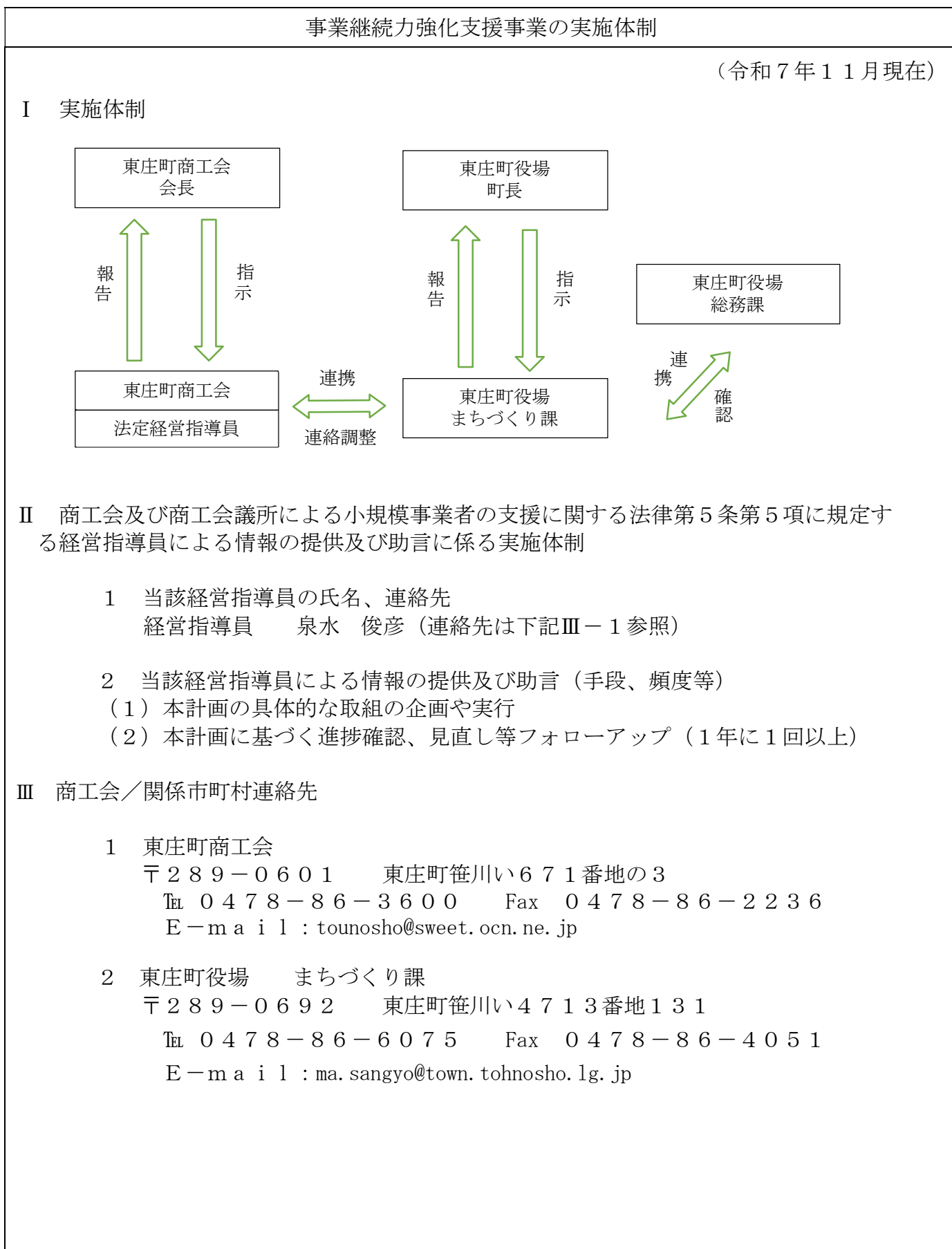
(2) 流行時の対策

- ① 当会職員を2班に分けて編成し、交代勤務（在宅勤務）を導入する。
- ② 通常総会、理事会及び正副会長会議等の商工会の管理・運営に必要な会議は書面議決とする。
- ③ 当会職員のいずれかが感染した場合は保健所や県等の指示に従うものとし、場合によっては事務所を閉鎖する。

7 その他

上記内容に変更が生じた場合には、速やかに千葉県に報告する。

(別表 2)
事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位：千円)

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
必要な資金の額	100	100	100	100	100
BCP策定個別 相談会開催費 通信費他	50	50	50	50	50
防災備品 購入費	50	50	50	50	50

調 達 方 法

会費収入、事業収入、手数料収入、千葉県小規模補助金、東庄町補助金等